

豊中市公金管理基準

第1 目的

この基準は、公金の適正な管理（保管及び運用をいう。以下同じ。）を確保するため、豊中市公金の管理に関する基本方針第10（2）の規定に基づき、基準を定めることを目的とする。

第2 公金の範囲

この基準で公金とは、歳計現金（会計管理者から資金の前渡を受けた職員が保管する資金を含む。）、歳入歳出外現金、基金及び一時借入金をいう。

第3 公金の管理の方法

公金の管理にあたっては、次の事項を考慮して、金融商品の選択を行う。

- ①安全性の確保・・・借入債務と相殺可能な範囲を超える額の保管及び運用を行う場合は、預金と預金以外の金融商品を合わせた形での保管及び運用を図る。
- ②流動性の確保・・・歳計現金については、不測の事態に備えるため余裕資金のうち一定の額は、すみやかに換金可能な金融商品での運用を図り、基金のうち一時繰替が可能な基金については、支払準備金の状況を勘案しながら運用を図る。
- ③有利性の追求・・・資金運用面だけでなく資金調達面との連携も密接にしたうえで、総合的に有利な運用を図る。
- ④効率性の追求・・・費用対効果を勘案したうえで、過大な事務量を投下することがないよう留意する。

また、保険事故が生じた場合の預金債権と借入債務との相殺の算定においては、地方公営企業の預金債権と借入債務も本市の債権債務として名寄せされるため、日々連絡調整を行うものとする。

第4 歳計現金の管理

資金収支の見込みを適正に把握し、日々の支払いに必要な支払準備金を確保したうえで、支払準備金を上回る余裕資金が一定期間見込まれる場合には、歳計現金について、合理的な運用額及び運用期間を設定して運用するものとする。

1 管理の方法

歳計現金の管理は、次に掲げる金融商品により行う。

- ア 当座預金
- イ 普通預金
- ウ 通知預金

- エ 別段預金
- オ 定期預金
- カ 譲渡性預金
- キ 為替予約付外貨預金

なお、歳計現金のうち支払準備金については、原則として指定金融機関の決済用預金で保管するものとする。ただし、会計管理者が必要と認める場合は、利息付普通預金で収納し、保管することができる。

2 運用期間

歳計現金のうちで、支払準備金を上回る余裕資金の運用期間については、1年を超えないものとする。

また、管理にあたっては、対象の金融商品を満期日まで保有することとする。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 資金の安全性を確保するために必要な場合
- (2) 流動性を確保するためにやむを得ない場合
- (3) その他会計管理者が必要と認める場合

3 預入先金融機関の選定

1に定める金融商品による歳計現金の管理にあたり、預入先金融機関の選定は、競争性に優れた引合方式又は機動性に優れた相対方式のうち、資金状況や金利動向等に留意し、効率性の高い方式を用いる。

ただし、金額が1億円を超えかつ期間が3ヶ月以上に渡る運用については、原則として引合方式を用いるものとする。

なお、預入先金融機関の選定にあたっては、豊中市公金の管理に関する基本方針第5(2)の規定にある公金の保護策として、指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関のうちで、破綻した時に預金債権と相殺可能な借入債務(保証債務を含む。)を有する公金保護が図れる金融機関を優先する。

優先すべき金融機関が1者しかないときは、原則として引合方式を採用すべき場合でも、例外的に相対方式の採用も可とする。

4 市長の承認

指定金融機関以外の金融機関に預け入れる場合は、会計管理者は市長の承認を受けるものとする。ただし、破綻したときに預金債権と相殺可能な借入債務を有する金融機関に、相殺可能な範囲内を目処に預金するときは、あらかじめ市長の承認を受けたものとみなす。

第5 歳入歳出外現金の保管

歳入歳出外現金の保管は、歳計現金の例による。

第6 基金に属する現金の管理

基金（定額運用基金を除く。以下同じ。）に属する現金の管理は、1から5に定めるもののほか、市長の決定した運用方針に基づき行うものとする。

1 運用方法

(1) 一括運用

基金に属する現金の管理にあたっては、個別の基金ごとに金融商品を決定し運用する方法の他、必要に応じ、個々の基金を一括して管理、運用し、基金全体と金融商品総額の対応づけを行う運用（以下「一括運用」という。）を行うことができる。

この場合において、一括運用から生じた利息については、各基金の積立額（当該運用を行う年度当初時点での積立額をいう。）に応じて按分するものとする。

(2) 運用する金融商品

基金の運用については、第4の1のアからキまでに定めるもののほか、次に挙げる金融商品により行う。

- ア 国債
- イ 国庫短期証券
- ウ 政府保証債
- エ 地方債
- オ 地方公共団体金融機構債
- カ 政府関係機関債

(3) 金融商品の購入又は売却の方式

前号アからカまでに定める金融商品の購入又は売却にあたっては、競争性に優れた引合方式又は機動性に優れた相対方式のうち、資金状況や金利動向等に留意し、効率性の高い方式を用いる。

ただし、期間が1箇月以上に渡る運用については、新発債で銘柄を指定して購入する場合を除き、必ず引合方式によるものとする。

2 預入先金融機関の選定

基金の運用にかかる預入先金融機関の選定は、歳計現金の例による。

3 運用内容の通知

会計管理者は、出納整理期間中において、当該期間に係る年度内に行った基金の運用の結果について、各基金管理者宛てに通知する。また、預金の中途解約等を行ったときも、各基金管理者宛てに通知する。

4 定額運用基金の管理

定額運用基金の管理については、1から3までの規定にかかわらず、歳計現金の例による。

第7 一時借入金の保管

一時借入金は、歳計現金として保管する。

第8 実施細則

この基準に定めるもののほか、この基準の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から実施する。ただし、第4の1の規定にあるなお書きについては、平成26年8月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、令和3年12月1日から実施する。

附 則

この基準は、令和8年4月1日から実施する。